

速報！あらかわの文化財展

平成29年度に指定・登録した文化財や新たに収集した資料等を展示します。

期間 4月28日(土)～6月3日(日)

※(月)、第2(木)、5月1日(火)は休館。4月30日(休)は開館します

時間 午前9時30分～午後5時 ※入館は、午後4時30分まで

場所 荒川ふるさと文化館1階企画展示室

入館料 100円

※区内在住の中学生以下・65歳以上・障がい者とその介助者は無料
 ※5月18日(金)の「国際博物館の日」は無料。5月19日(土)・20日(日)の「あらかわ家族の日」は、区内在住の中学生以下のお子さんと一緒に来館した家族は無料

**学芸員による
展示解説**

期日 4月28日、5月26日(土)
時間 午後1時30分～2時10分

新たに購入した伝統工芸品と伝統工芸技術記録映像



区では、菅原悦夫さん(平成28年度区指定無形文化財「工芸技術・鍛金」保持者)が製作した作品を購入し、「速報！あらかわの文化財展」で展示します。

また、製作工程を映像化した記録映像(DVD)「伝統に生きる—あらかわの工芸技術—」を制作しました。各図書館で貸し出しています。



記録映像「伝統に生きる」上映会

映像を鑑賞した後、菅原さんから鍛金の技についてお話を伺います。

期日 5月12日(土)

定員 30人(申込順)

時間 午後1時30分～2時30分

申込み 4月11日(火)から、荒川ふるさと文化館へ

会場 荒川ふるさと文化館地下1階視聴覚室

はばたけ！若手職人作品展

「荒川の匠育成事業」では、江戸の伝統や文化を未来に伝えるために、伝統工芸に関心があり、職人さんへの弟子入りを希望する若者をサポートしています。

師匠のもとで日々修業に励む若手職人の皆さんを紹介するほか、3月に修了した額縁の若手職人に加え、満3年以上修業を積んでいる指物、漆塗、木版画摺の若手職人の作品等を展示します。

若手職人による展示解説

期日 5月12日(土)

時間 午後2時40分～3時20分

申込み・問合せ

荒川ふるさと文化館 ☎(3807)9234

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成30年度の後期高齢者医療保険料決定通知書は、7月中旬以降に送付します。

保険料は、定額を負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

均等割額 被保険者1人当たり4万3300円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額*×所得割率8.80%	=	保険料額(年額) 100円未満切捨て(限度額62万円)
*賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)				

均等割額の軽減

同一世帯の世帯主と被保険者の方全員の所得の合計額が、基準に該当する場合は、下表の軽減が適用されます。

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)	9割
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割
33万円+(27万5000円×被保険者の数)以下	5割
33万円+(50万円×被保険者の数)以下	2割

※65歳以上(平成30年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除額15万円を差し引いた額で判定します

所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を右表のとおり軽減しています。

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下*	50%
20万円以下*	25%

*東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置

被扶養者だった方の保険料

後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険(国民健康保険・国民健康保険組合は除く)の被扶養者だった方は、資格取得から2年を経過する月までの間、均等割額が5割軽減されます。所得割額は賦課されません。

問合せ

▶制度全般に関すること…東京都後期高齢者医療広域連合問合せセンター ☎0570(086)519

※IP電話、PHSの方は03(3222)4496へ。(土)・(日)・(祝)を除く午前9時～午後5時

▶その他の相談等…国保年金課後期高齢者医療係 ☎内線2391